

別 表（第2条関係）

補助事業名	古民家再生促進支援事業改修工事費補助																					
補助事業の目的	<p>優良な住宅ストックである古民家を地域資源として再生し、地域の活性化につなげるとともに、古民家再生を促進させることにより、伝統的木造建築技術の維持・継承とまちなみ景観の維持・保全を図ることを目的とする。</p>																					
補助事業の対象となる者	古民家を再生し活用するために改修する者																					
補助事業の対象となる経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 古民家を再生し、地域活動や交流の拠点、宿泊体験施設及び店舗等の地域活性化に資する用途（以下「地域交流施設等」という。）や賃貸住宅に活用するための改修に要する費用</li> <li>・ 事務機器取得費（コワーキングスペースに活用する場合に限る。ただし、改修に要する費用が5,000千円以上である場合に限り、1,000千円を上限とする。）</li> </ul>																					
補助率	定額																					
補助金の額	<p>(ア)欄の対象経費区分に応じて、(イ)欄の額を補助</p> <table border="1" data-bbox="483 1294 1369 1868"> <thead> <tr> <th></th> <th>(ア) 対象経費区分</th> <th>(イ) 補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">古民家</td> <td>5,000千円以上 10,000千円未満</td> <td>2,500千円</td> </tr> <tr> <td>10,000千円以上 15,000千円未満</td> <td>4,000千円</td> </tr> <tr> <td>15,000千円以上</td> <td>5,000千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">古民家のうち 歴史的建築物</td> <td>5,000千円以上 10,000千円未満</td> <td>2,500千円</td> </tr> <tr> <td>10,000千円以上 20,000千円未満</td> <td>5,000千円</td> </tr> <tr> <td>20,000千円以上 30,000千円未満</td> <td>8,500千円</td> </tr> <tr> <td>30,000千円以上</td> <td>10,000千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、(イ)欄の補助額は、市町が当該古民家の改修に要する費用に対して補助する額を上限とする。</p>				(ア) 対象経費区分	(イ) 補助額	古民家	5,000千円以上 10,000千円未満	2,500千円	10,000千円以上 15,000千円未満	4,000千円	15,000千円以上	5,000千円	古民家のうち 歴史的建築物	5,000千円以上 10,000千円未満	2,500千円	10,000千円以上 20,000千円未満	5,000千円	20,000千円以上 30,000千円未満	8,500千円	30,000千円以上	10,000千円
	(ア) 対象経費区分	(イ) 補助額																				
古民家	5,000千円以上 10,000千円未満	2,500千円																				
	10,000千円以上 15,000千円未満	4,000千円																				
	15,000千円以上	5,000千円																				
古民家のうち 歴史的建築物	5,000千円以上 10,000千円未満	2,500千円																				
	10,000千円以上 20,000千円未満	5,000千円																				
	20,000千円以上 30,000千円未満	8,500千円																				
	30,000千円以上	10,000千円																				

適用除外する条項	—
その他の事項	<p>1 次に掲げる区域内に存する古民家は本事業の対象としない。</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域</p> <p>(2) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域</p> <p>(3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域</p> <p>(4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項に規定する災害危険区域</p> <p>(5) 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第72条第1項に規定する津波災害特別危険区域</p> <p>2 当該古民家の改修に当たっては、次の全てを満たすものであること。</p> <p>(1) 県が実施する古民家再生促進支援事業等の建物調査を実施したもののうち、再生提案又は自主提案を実施したもの</p> <p>(2) 改修内容が古民家の価値を損なわないもの</p> <p>(3) 地元市町や地域等と連携が図られ、持続可能な活用が見込まれると認められるもの</p> <p>(4) 一定の耐震性を確保するもの</p> <p>(5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法、農地法（昭和27年法律第229号）その他関係法令を遵守するもの</p> <p>(6) 補助事業の完了後、10年以上地域交流施設等又は賃貸住宅として活用されるもの</p> <p>(7) 賃貸住宅に改修する場合に限り、県又は市町の条例による歴史的景観形成地区等の区域内に存するもの</p> <p>3 補助金交付申請等の書類は市町を経由して提出すること。</p> <p>4 知事が別途定める補助事業と重複して申請しないこと。</p> <p>5 補助事業者は、当該事業完了後10年間、事業完了の翌年度と翌年度から3年ごとに、当該事業に係る活用状況について知事に報告をしなければならない。</p> <p>（報告期日）報告年度の12月20日</p>

別に定める事項

関係条項	内 容
<p>第3条 (交付申請)</p>	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業計画書(様式第1号)</li> <li>2 事業費内訳表</li> <li>3 見積書の写し</li> <li>4 建物図面等               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 付近案内図</li> <li>(2) 配置図</li> <li>(3) 平面図(改修前後)</li> <li>(4) その他改修工事内容が確認できる図書</li> </ol> </li> <li>5 現況写真</li> <li>6 建物の所有者が確認できる書類</li> <li>7 建物所有者と申請者が異なる場合は所有者の承諾書等</li> <li>8 耐震性が確認できる書類</li> <li>9 誓約書</li> <li>10 建物調査報告書の写し(実施した場合)</li> <li>11 再生提案報告書の写し(自主提案の場合は、古民家の再生に関する提案内容が分かる書類)</li> <li>12 フィジビリティ調査報告書の写し(実施した場合)</li> </ol> <p>(指定期日) 当該事業に着手する前</p>
<p>第7条第1項 (変更交付申請)</p>	<p>(軽微な経費配分の変更) 補助金の額に変更が生じないもの</p> <p>(軽微な事業内容の変更) 補助金の額に変更が生じないもの</p> <p>(添付書類) 第3条の添付書類に準じる</p> <p>(指定期日) 補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく</p>
<p>第9条第1項 (遂行状況報告)</p>	<p>(報告事項等) -</p>
<p>第11条 (実績報告)</p>	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助金精算調書(様式第2号)</li> <li>2 工事請負契約書の写し</li> <li>3 補助事業に要した経費の領収書の写し</li> <li>4 工事写真</li> </ol> <p>(指定期日) 完了の日から起算して30日を経過した日又は事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日</p>
<p>第19条第1項 (財産の処分制限)</p>	<p>(処分制限時間) 地域交流施設等又は賃貸住宅としての管理開始から10年</p>